

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 保健衛生部生活衛生課
問合せ先 03 - 5803 - 1223

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	公衆浴場事業承継者支援事業補助金									
根 拠 規 定 等	文京区公衆浴場事業承継者支援事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	29	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	7年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月	令和	4	年	2	月	経過年数 〔自動計算〕	3年			
見 直 し の 内 容	補助事業を行った者が10年に満たない期間で公衆浴場の営業を廃止したときの補助金の返還割合、補助金返還、違約加算金、及び延滞金の免除の基準を定めた。事業承継者に、経営者から公衆浴場の経営に係る代表権を承継する者を含めた。									
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業		中 事 業		計画事業番号		
	06 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	06 公衆浴場補助等		02 施設整備費等補助				
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☒ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	後継者難等で廃業を余儀なくされる公衆浴場へ、公衆浴場事業を承継することに対する総合的な支援を行い、もって公衆浴場の存続に資することを目的とする。						
補 助 事 業 等 の 内 容	(1)改修・改築や必要設備の整備等、公衆浴場経営の用に供する資金に対する補助 (2)土地や建物にかかる賃料を12ヶ月補助						
補 助 対 象 経 費 の 内 容	(1)公衆浴場の改修・改築及び必要設備整備費 (2)土地及び建物の賃料に対する補助						
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO（特定非営利活動団体） ☒ 事業者 ☒ その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
	公衆浴場を10年以上継続して経営する意思のあるもの（要綱第3条）						
補 助 金 の 算 出	☒ 定率 〔補助率 1/2 〕 ☐ 定額 〔補助額 〕						
	☐ 補助単価 〔 補助単価 単位 〕 ☒ その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公 募 の 状 況	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公 募 の 状 況							
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☒ 成果物 ☒ その他 〔 工事完了後の写真添付及び現場確認 〕						
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し)		上乗せの内容・理由				
	☐ 補助(区上乗せ有り)						

3 交付実績

（件、千円）

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	0	0	0	1
決算(予算)額	0	0	0	1,000
	国庫支出金	0	0	0
	都支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	1,000
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	過去3年間実績なし。
課題	公衆浴場経営者の後継者不足の中、支援のあり方、事業内容の周知、費用高騰への対応が必要である。
今後の方向性	家族経営している公衆浴場がほとんどであるが、後継者の経営継続に向けての金銭的負担や不安を軽減できるよう今後さらに必要な補助内容を考査し、公衆浴場の存続に向けて事業継承を援助して行く。